

## 避難者通信第 100 号

2021 年 8 月 29 日

矢ヶ崎克馬

「長崎被爆体験者」に被爆者健康手帳を！署名をお願いいたします。

皆さん、お元気でいらっしゃいますか？

コロナ禍に加えて、線状降水帯・猛暑等々、日本列島、自然が悪政を怒っているようです。

### (1) 第二種健康診断受診者：長崎被爆体験者に被爆者健康手帳を！

日本の被爆者援護制度は「被爆者（被爆者健康手帳）」と「特例受診者（第一種健康診断受診者証、第二種健康診断受診者証＜長崎被爆体験者＞）」に線引き・差別化されています。

法律自体が米戦略に従い内部被曝を無視して線引きされております。

「被曝指定地域」は初期被曝（外部被曝）のみによる線引きです。

ところが全被爆被害者は残留放射線による内部被曝に苛まされました。

政府は、内部被曝被害者を無視するわけにはいかず、しかし建前は「内部被曝はゼロ」で通さなくてはならず、それで上記の差別制度ができました。

今なお真の被爆者を排除したままです。

広島黒い雨訴訟は、この一端を正常化し内部被曝を認めた被爆者援護の道を開きました。

長崎被爆体験者が残された犠牲者です。

＜第二種健康診断受診者に対する規定—疾病を精神の病(精神的ストレス)とされること＞  
以下は、長崎市の通知です。

「第二種健康診断受診者証をお持ちのかたで、現在も長崎県内にお住まいのかた（胎児を除く。）は、被爆体験による精神的要因に基づく健康影響に関連する特定の精神疾患（これに合併する身体化症状や心身症を含む）が認められる場合、医療費の給付が受けられる制度の対象となります。」

第二種健診受診者の医療手当資格には「精神神経科あるいは心療内科の受診証明」が必要なのです。

これは「ハンセン氏病」に対する国差別が法制化されていたことと同様な、国による偏見差別の法制化です。

「長崎被爆体験者」は二重の差別を受けた集団です。

（旧ハンセン氏病患者と同様な）国家が謝罪すべき不当な偏見を強制されてきた人々です。  
添付ファイルの「被爆者援護制度上の差別.pdf」をご覧ください。

被爆体験者訴訟は原告650名、第一陣と第二陣に分かれてそれぞれ最高裁まで行きましたが、不当判決で木っ端みじんに切り捨てられました。

現在不屈の原告28名が二回目訴訟に立ち上がっています。

「全ての被爆体験者に速やかに被爆者健康帳を交付してください」署名をお願いします。署名用紙を添付します。1名の署名でもかまいませんのでご家族・ご周囲の方のご署名をお願いいたします。

★署名期限—9月20日（長崎県保険医協会は、9月末期限）

★署名集約—山本誠一さん 携帯090-7160-8933

E-mail: xseiichi@ngs2.cncm.ne.jp

住所： 〒850-0947 長崎市椎の木町18-18

までご連絡をお願いします

## （2）フクシマトリチウム汚染水を海に流すな！

専門家の解説を聞こう！

処理水の海洋放出について、政府・東電が沖合約1キロの海中に流す方針を固めたと報道されました。

トリチウムは海洋汚染をもたらし、魚貝類だけでなく人にも健康危害を及ぼします。

実害をもたらします。

「風評被害払拭」などは住民の命／人権を切り捨てることそのものです。

市民が生きるために食材を選択する権利は「基本的人権」に属します。

第一級に尊重されるべき「人格権」の一つです。

食材の安全は測定で判断できますが、詳細な測定値が伴わないとき、懸念される食品は避けることが肝要です。健康のためには被曝しないことが原則です。

市民の健康を守るための手段さえ敵視する原発行政は廃止しなければなりません。

廃止すべきは原発そのものです。

今回は専門家の方がトリチウムの危険性を解説します。

第1弾は、Beyond Nuclear のケヴィン・キャンパスさんで、

「遠くの隣人311」の杉田くるみさんが連絡し、zoomで録画して字幕も作ってくれました。

核廃棄物の専門家なので、とてもいい内容でわかりやすいメッセージになっています。

多くの日本人（とその他）に見て欲しいので、崎山比早子さんからの情報です。

日本語字幕版 <https://www.youtube.com/watch?v=OX1gVUK8Xuw&t=154s>

英語字幕版 <https://www.youtube.com/watch?v=mcq32rK1A6Y>

### (3) 避難者通信も 100 号を数えました。

2011 年 11 月に「つなごう命—沖縄と被災地を結ぶ会」、伊藤路子さんと沖本八重美（矢ヶ崎の連れ合い）を共同代表として結成会を致しました。沖本八重美の急逝（2013 年 1 月）を承け、「沖縄のお母さん」の代わりに「沖縄のお父さん」になってくださいとの声に励まされて私も「つなごう命の会」に加わりました。沖本の急逝と同時に私も体調不良に陥っていましたが、2015 年から復帰し、アンケートと署名活動を展開するところから、「原発事故避難者通信」を始めました。避難者支援と避難に関わる問題整理、放射線被曝からの防護に関する学習会などをやって参りました。

本年 3 月は、福一炉心溶融事故 10 周年に当たりましたが、事故による放射線被曝問題は全容が隠蔽されたまま葬られようとしています。

また、避難者支援は放射線被曝軽減のために社会の責任として行わなければならない人道的責務なのですが、日本では切り捨てられてきました。

放射線被曝に関する実情・問題点を拙著『放射線被曝の隠蔽と科学』（緑風出版）

に著しました。記録として一資料に加えたいと願っております。

「つなごう命の会」は沖縄のローカルな組織ですが、被曝に関する一般的／普遍的課題に対して貢献したいと願っております。

今後共によりしくお願いいたします。

# 被爆者認定制度の構造

## ① 被爆者と②特例受診者③内部被曝隠ぺいの線引き差別制度

矢ヶ崎克馬

### (1) 制度

- ① 被爆者は援護法第一条に規定される  
(4つのカテゴリー：指定地域、入試被曝、教護等被曝、胎内被曝)
- ② 特例受診者は、第一種または第二種健康診断受診者証を交付された者で特例として健康診断を受けることができる

### (2) 制度の特徴

#### <内部被曝隠ぺい>

米軍の日本占領以来、原爆維持のための世論操作で放射性降下物による被曝／「内部被曝」を徹底的に隠ぺいし、拒否してきた(『知られざる核戦争』)。「残留被曝は無いとしてきた。自由な原爆調査／研究を拒否し、プレスコードを引き、科学的にも情動的にも虚偽の世界を作った。世界に原爆の惨状が伝えられたのは、屈辱のサンフランシスコ条約締結後。

「被曝線量体系：DS86」第6章は内部被曝隠ぺいのために任務付けされた「後追い“証明“」なのだ。用いられたデータは全て枕崎台風大洪水の後のデータです。同時に放影研で当時行われていた「被爆者の内部被曝実態調査」が打ち切られた。

#### <日本政府の追従>

虚偽の「残留放射能は無い」の認識を日本政府は全面的に受け入れ、アメリカに追従した。

①「被爆者医療法」⇒「被爆者援護法」の被爆地域(法第一条1項)／被爆者定義から『内部被曝』を排除。被爆地域は初期被曝(ガンマ線と中性子線による外部被曝)のみによる定義。内部被曝を排除。内部被曝を考慮すると「水平に広がる原子雲」の展開範囲：およそ「半径 18km」が相当。

②国連にも「放射線被曝で苦しむ者は皆無」と報告。

#### <被曝現実＝広範囲の地域に渡る内部被曝被害>

現実はおよそ全ての原爆被害者は内部被曝による健康被害を被った。現実を否定することができずに、政府は「内部被曝」を拒否したまま(被爆地域を外部被曝のみに制限したまま)、対応したのが、被爆者とは一線を画した「特例受診者」制度。過っ

た認識(内部被曝拒否)を固定したままの差別制度である。

### ＜差別された制度＞

内部被曝拒否を戦略的枠組みに留めているものだから、内部被曝で健康被害を受けた可能性のある黒い雨と同心円内被爆者・被爆体験者は、被爆者として認定することは出来なかった。「基本問題懇談会」は内部被曝排除の論理をそのままにしている。従って「科学的／合理的判断」、「公平性」等の発言は内部被曝を認定拒否することに根拠を置いている。

健康被害を反映して特例を設けて「特別扱い」をし、線引きせざるを得なかった。これが特例受診者制度である。

### (3) 特例受診制度

#### ＜第一種健康診断受診者＞

これがまず「第一種健康診断受診者」制度として現れた。非常に限定された線引きである。

広島では黒い雨「宇田強雨域」、長崎では原理無く線引きされた地域。

原爆投下時に、広島では、放射線を帯びた「黒い雨」が降ったとされる法令で定めた区域内にあった者とその胎児、長崎では地域指定。

第一種健康診断受診者証を交付された者は、**特定の疾病の状態にあると認められた場合、被爆者健康手帳へ切り替えができる。**

#### 特定の疾患

1. 造血機能障害（再生不良性貧血、鉄欠乏性貧血など）
2. 肝臓機能障害（肝硬など）
3. 細胞増殖機能障害（悪性新生物、骨髄性白血病など）
4. 内分泌腺機能障害（糖尿病、甲状腺の疾患など）
5. 脳血管障害（脳出血、くも膜下出血、脳梗塞など）
6. 循環器機能障害（高血圧性心疾患、慢性虚血性心疾患）
7. 腎臓機能障害（慢性腎炎、ネフローゼ症候群など）
8. 水晶体混濁による視機能障害（白内障）
9. 呼吸器機能障害（肺気腫、慢性間質性肺炎など）
10. 運動器機能障害（変形性関節症、変形性脊椎症、骨粗鬆症など）
11. 潰瘍による消化器機能障害（胃潰瘍、十二指腸潰瘍など）

#### ＜第二種健康診断受診者＞**長崎被爆体験者**

線引きが現実には合わないから、広島では広範囲「黒い雨」降雨域の、長崎では「被爆地域見直し」として適用範囲の拡大が必然的に現れた。

長崎では「**第二種健康診断受診者**」制度が作られた。**長崎被爆体験者である。**

原爆投下時に、長崎の爆心地から 12 キロメートル以内の法令で定めた区域にあった者とその胎児

特徴は「第一種」と異なり、**被爆者健康手帳への切り替え制度はない**ことと  
もう一つ、重大な「**国家による偏見差別**」があることである。

(医療費給付)について次のような規定がある。

**<疾病を精神の病(精神的ストレス)とされること>**

「第二種健康診断受診者証をお持ちのかたで、現在も長崎県内にお住まいのかた(胎児を除く。)は、**被爆体験による精神的要因に基づく健康影響**に関連する特定の精神疾患(これに合併する身体化症状や心身症を含む)が認められる場合、医療費の給付が受けられる制度の対象となります。」

第二種健診受診者の医療手当資格には「**精神神経科あるいは心療内科の受診証明**」が必要なのである。

これは「ハンセン氏病」に対する国差別が法制化されていたことと同様な、国による偏見差別の法制化である。

二重の差別を受けた集団＝旧ハンセン氏病患者と同様な「**国家が謝罪すべき不当な偏見を強制されてきた人々**」です。

内部被曝を隠蔽してきた体制が「**被爆者**」と「**健診特例者:第一種。第二種**」の体制なのです。

その犠牲者を作り出してきた構造のうち、広島の差別構造は今回の「**黒い雨くそ晋判決(最終判決)**」で破綻しました。残りは長崎です

**<その他>**

援護法の文言を具体化する「政令」、「通達」等で、内部被曝を認めず、機械的で不合理な線引きをやってきた。

例えば二人以上の証言者が必要とか、10人以上の救護とか、・・・。

原爆症認定集団訴訟などで判決は内部被曝を認めたが、政府は未だにそれを認めていない。財政上の理由で人数制限がなされている。国の都合で人権を制限しているのである。

基本墾等の「科学的／合理的判断」、「公平性」等の発言は内部被曝を認定拒否することに根拠を置いている。

# 長崎の黒い雨

長崎原爆が投下されると爆心地に巨大な原子雲が発生し、同心円状に広がりながら風速3mの西風によって東方へ流れました。



被爆体験者が記憶をもとに描いた絵。旧戸石村より長崎市街を望む。

夜ではありません。  
原爆投下の約1時間後の  
真昼の情景です。  
空が真っ黒になり、太陽が  
梅干のように赤黒く宙に浮  
いていた。空から灰やごみ  
が沢山ふってきた。  
空に浮かんでいるのは観  
測用ラジオゾンデをつるし  
たパラシュートです。

被爆未指定地域を含む、長崎の広い範囲で黒い雨が降り、放射能を含んだ灰や塵が降下しました。それらの地域で米国マンハッタン調査団により原爆由来の放射線が検出されています。2011年の土壌調査では被爆未指定地域においても原爆由来のプルトニウムが確認されています。

## 長崎黒い雨マップ

長崎県保険医協会作成

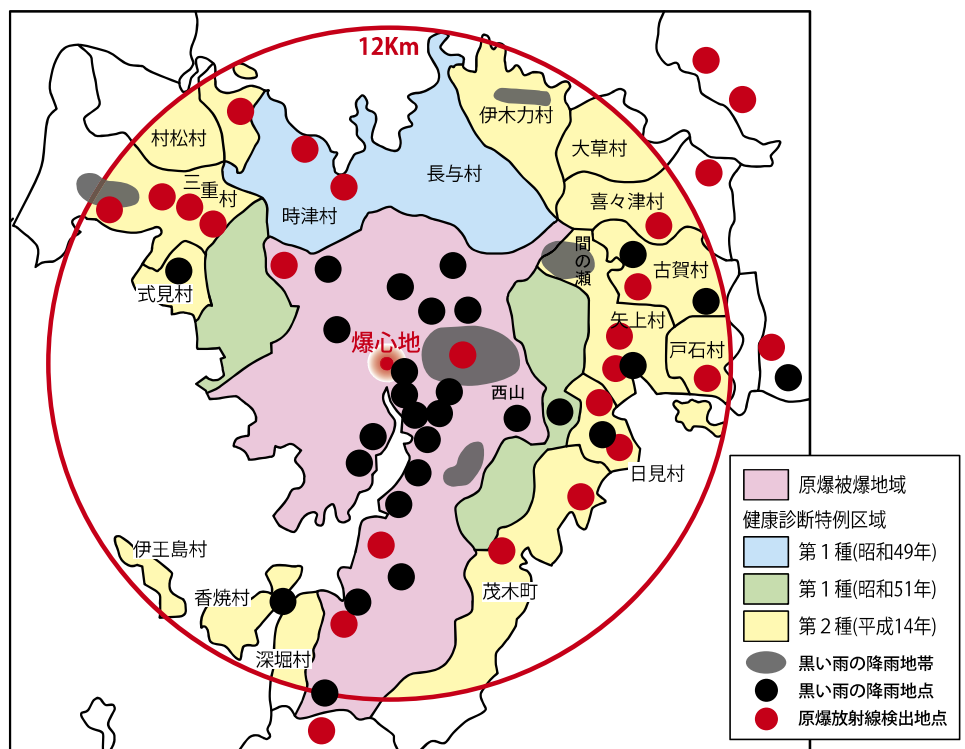
被爆未指定地域の住民は放射能で汚染された水を飲み、作物を食べて生活しました。広島黒い雨地域の住民と何ら違うところはありません。

拡散してください!!

インターネットで  
署名用紙をダウン  
ロードできます



インターネットでも  
署名できます



(参照) 黒い雨地点：2011年放射線影響研究所公開資料「雨」の回答地点  
長崎市作成原爆被爆地域図 長崎県保険医協会聞き取り調査  
原爆放射線検出地点：1945年米国マンハッタン調査団最終報告書



内閣総理大臣 菅 義偉 殿  
厚生労働大臣 田村 憲久 殿  
長崎県知事 中村 法道 殿  
長崎市長 田上 富久 殿

## 全ての被爆体験者に速やかに被爆者健康手帳を交付してください

菅首相は広島「黒い雨」訴訟の広島高裁の判決に上告しないことを表明し、原告に被爆者健康手帳が交付されました。

さらに首相談話の中で「84名の原告の皆さまと同じような事情にあった方々については、訴訟への参加・不参加にかかわらず、認定し救済できるよう、早急に対応を検討します。」と述べました。

長崎の被爆体験者も原爆の黒い雨や灰を浴び、放射能に汚染された水や食物を飲食した事情は広島と全く同じです。

田上市長、中村知事は平和祈念式典で被爆体験者の救済を訴えましたが、菅首相は言及を避けました。

被爆体験者は高齢化し、様々な疾患で医療機関、介護施設の利用を余儀なくされています。一日も早く全ての被爆体験者を被爆者と認定し、被爆者健康手帳を交付してください。

氏 名	住 所 (番地まで記入してください)

取り扱い団体 (連絡先) 長崎県保険医協会

〒850-0056長崎市恵美須町2-3フコク生命ビル2階 (電話)095-825-3829